

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）Q & A（抜粋）

（令和2年8月4日時点）

※赤字が今回追加した箇所です。

番号	質問	回答
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		
9	みなし指定を受けている医療機関で、これまで介護サービスを提供していない場合も、支給対象ですか。	休止した事業所と同じ取扱いになり、対象外です。
15	対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日であることから、今後購入を見込む衛生用品も補助対象になりますか。	今後、購入を見込むものも補助対象になります。
16	令和2年3月までに購入したもので、4月以降使用した場合、補助対象になりますか。	令和2年4月1日以降に購入したものが補助対象になります。
27	「かかり増し」の判断基準はありますか。	感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
34	空気清浄機も対象になりますか。	空気清浄機や体温測定器等も対象と考えます。
31	対象経費の中には、他の事業と重複するものが多いですが、対象経費の内訳が分かれば、同一の事業所がそれぞれの事業で申請することは可能でしょうか。	可能です。
39	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について、 ①タブレット端末の購入は対象になりますか。 ②併せてWi-Fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象になりますか。	①、②ともに対象になります。
52	感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められますか。	それらの導入が、感染対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
53	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となりますか。	新型コロナウイルスへの効果が認められると判断できる商品は対象として差し支えありません。
209	例えば、訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る支援金については、医療分と介護分のどちらが対象になりますか。	二重給付とならなければ、どちらから申請しても構いません。

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業		
75	「利用者と接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指しますか。	利用者との接触は、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
82	施設等の厨房や送迎の職員は対象に含まれますか。対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれますか。	支給対象は職種で区分していないので、ご指摘の職員も対象となり得ます。
85	清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や清掃等のボランティア、デイサービス送迎車の運転手	要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象になりますが、ボランティアについては対象になりません。
86	施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいでしょうか。	事業所・施設等と直接契約関係の無い業者は対象となりません。
94	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含みませんか	含みません。
102	当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けていないが、業務を継続していた事業所は慰労金の支給対象外か。	左記の場合は対象外となります。
105	地域包括支援センターの中には市町村職員が対応しているところもありますが、この場合、市町村職員も慰労金の支給対象となるのでしょうか。また、事業所として市町村が支援金の対象となるのでしょうか。	公立、民間の区別は問いません。公施設で制度的に市町村が慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）や職員から直接都道府県に申請することとなります。
118	日をまたぐ夜勤は2日間とカウントすることよろしいでしょうか。	夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。
119	1日当たりの勤務時間の長短は問いませんか。	問いません。
122	7月1日以降に入職した職員は、慰労金の支給対象になりませんか。	なりません。
125	6月30日以降に新型コロナウイルス感染症に対応した場合、20万円の対象外になるのはなぜか。	基準日を設定しない場合、年度末まで金額が固まらないこと及び慰労金の早期執行の観点から、医療分も含めて一定の期限を設定したことについてご理解ください。
128	事業所・施設等の職員が感染し、利用者にも患者・濃厚接触者がいない場合は、20万	利用者に誰も感染者・濃厚接触者等がない場合は、5万円となります。

	円の対象になるのでしょうか。	
133	慰労金については、社会保険料の天引きができないものと理解しているが、それでよいのでしょうか。	給与ではないため、お見込みのとおりです。
139	職員に慰労金を支給する際の振込手数料は、どの事業での要求になるのでしょうか。	慰労金の支給事業と一体的に交付となります。
140	慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされていますが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでよいのでしょうか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
154	派遣労働者や業務受託者の慰労金については、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方でよいのでしょうか。	申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することになります。
155	慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請も考えられますが、どのようなチェック方法を想定しているのでしょうか。	慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要がある、その中で当該職員が二重申請していないこと、二重申請が明らかとなった場合は返還義務があることを誓約いただくこととしています。 また、申請する事業所に対しては、 ・事業者が県に慰労金を申請する際には慰労金受給職員一覧表を法人単位で取りまとめる必要があること、 ・国様式では氏名（漢字、カナ）、生年月日による同一者の有無を確認できること、 ・当該一覧は法人が職員への支給実績を記載した上で県に報告すること などを実施していただくことにより、二重給付の防止を講じているところです。
161	医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るとあるのは、いわゆる「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いのでしょうか。	お見込みのとおり、重複はできません。
165	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、誰がすべきか。	職員への慰労金の支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありませんが、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。
172	退職者が県外に転出した場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を	退職した者は、個人で申請する場合も勤務先であった都道府県への申請をお願いします。

	有する都道府県への申請という理解でよいでしょうか。	
179	例えば、訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、医療分と介護分のどちらの対象になりますか。	二重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。
介護サービス再開に向けた支援事業（在宅サービス事業所による利用者の再開支援への助成事業）		
69	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、訪問リハも兼務している通所リハのスタッフが利用者宅を訪問した場合、双方の事業所で申請できますか。	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は、1回のみ算定とします。
182	記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所等が対象になりますが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者調整した場合対象となりますか。	サービス利用休止の理由は問われていませんので、対象になります。
介護サービス再開に向けた支援事業（在宅サービス事業所による利用者の再開支援への助成事業）		
197	休止した在宅サービス事業所のみが対象となりますか。	事業所が「休止」したことは要件とはなっていません。
199	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、「介護サービス提供支援事業」とこの事業の両方で申請してもいいでしょうか。	「介護サービス提供支援事業」は、感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、当該事業は、3つの密を避けるための環境整備として、それぞれの申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。 ただし、同一の経費を両事業で申請することはできません。
その他		
210	いつの時点の事業所が対象になりますか。令和2年度中という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。新規事業所の取扱いについては、以下の整理となります。 1 慰労金 ・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある職員は対象 ・例えば、7月以降の新規事業所であって

		<p>も、前勤務先において要件を満たす職員について、当該新規事業所が申請することはあり得ます</p> <p>2 その他の支援金</p> <p>・新規事業所であっても補助対象</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------

なお、基本的には国のQ & Aの取扱いとしますが、以下については、県独自の取扱いとします。

番号	国の取扱い	県独自の取扱い
147	慰労金を申請するにあたっては、事業所ごとの申請を認めている。	原則、法人単位で取りまとめて申請してください。
169	退職した者の慰労金の申請については、勤務先による代理申請、個人による直接申請のいずれでもよい。	退職した者は、原則、勤務先に代理申請を依頼してください。勤務先による代理申請が難しい場合、個人による直接申請をしてください。
171	退職した者の慰労金について、勤務証明は給与明細等でも差し支えないとしている。	給与明細等では、支給対象者であることが確認できないことから、原則、勤務先の勤務証明を受けた申請書を提出してください。勤務先から勤務証明を受けることが困難な場合は、個別に御相談ください。
214	経費の根拠資料については、県への提出を省略できるとされている。	場合によっては、提出を求めることもあります。
218	有料、サ高住は、各施設長が申請することも可とされている。	原則、法人単位で取りまとめて申請してください。

国のQ & Aに記載のない内容で、県に問合せの多い質問は以下のとおりです。

質問	回答
感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	
慰労金と支援金の申請を別々にしても構いませんか。	支援金については、所要額を見込んで申請できることから可能な限り併せて申請していただきたいと考えますが、大規模な設備整備を検討しているなどで所要額の見込みが立たないなどの理由がある場合は、別々に申請しても構いません。
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	
有給休暇は勤務日に含まれますか。	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。(実施要綱より)